



弁護士法人ユスティティア

森本綜合法律事務所

2014.05 vol.04

～News Letter～

今月のつぶやき「集団的自衛権の行使」

これまで集団的自衛権は、国際法上は認められているのに、憲法上認められないとされてきました。わかりにくい議論かもしれません、憲法が国際法よりも優先するためです。そのため、憲法9条を改正しない限り認められないという説明をこれまで政府もしてきたのです。

憲法96条の憲法改正手続は、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めています。憲法9条を正面から改正するためには、この手続によらなければなりません。

それが事実上難しいことから、今度は憲法96条自体を改正しようとしました。

さらにそれが難しいとなつて、今般解釈改憲という裏技に出たのです。

自民党大好きの小林節教授という憲法学者でさえ、「裏口入学」と評しているのはそのためです（彼は、憲法改正手続により集団的自衛権の議論を正面からすべきであるとの立場です）。

時の政権が好きなように憲法を解釈することで、事実上の憲法改正ができるてしまうというのは何とも危険な発想であると思います。

最近の新聞の世論調査では56%が集団的自衛権の行使容認に反対である（賛成は27%－朝日新聞。但し、メディアにより結論が異なるようです）というのが出ていました。世論を無視するのはもはや民主主義ともいえません。選挙で自民党に投票した人は景気対策を目的として投票したのではないでしょうか。立法府を経ることなくヒトラーに自由に法律の制定を認めたというのが全件委任法ですが、日本国民は全件委任を自民党に与えたのでしょうか。「ナチスに学んだ」という失言は意味深長ではあります。

これまで、法学部では憲法は国家権力を制限するための規範と教わってきました。人権保障のない中国政府を日本人は馬鹿にできないくらい憲法感覚に乏しいのではないかでしょうか。

特定秘密保護法により、秘密と一方的に指定しさせえすれば、政権を批判する有意義な材料すら出てこなくなることを考えると、恐ろしい時代になったものです。

弁護士 森 本 精 一



今月号の目次

- 各弁護士からのご挨拶（2～4頁）
- フォトギャラリー（4頁）
- 今月のテーマ記事
「問題社員対策について（第2回）」～担当弁護士 森本精一～（5, 6頁）
- 事務所からのご案内（7頁）
- 事務所へのアクセス（8頁）

各弁護士からのご挨拶

代表社員弁護士 森本精一

「躊躇（つつじ, azalea）」

気象庁は5月5日に沖縄が梅雨入りしたと発表しました。

諫早では、4月中旬のつつじ祭りが終わり、しばらくして、梅雨入りがそろそろとなります。九州北部の昨年の梅雨入りは5月27日、平年では6月5日頃だそうです。

今度は紫陽花（あじさい）の季節です。

つつじを漢字で書けるかというと、実際には書けませんが、「躊躇」と書くのだそうです。

毒性のあるツツジを羊が誤って食べたところ、足ぶみしてもがき、うずくまってしまったという言い伝えから、このような状態になることを躊躇（てきちょく）と呼び、中国から日本に入ってくるときに「つつじ」と読むようになったという説があるそうです。これに対し、花があまりに美しいため、見る人が足を引き止めて先へ進むのを躊躇（ためら）ったから（「躊躇」とは、ためらう、躊躇するという意味です）という説もあるそうで、後者の方がロマンチックな感じがします。

ちなみに、つつじの花言葉は、「自制心」や「節制」だそうですが、白だと「初恋」、赤だと「恋の喜び」、ヤマツツジだと「燃える思い」だそうで、恋にまつわる花だったのですね。

諫早に住むようになって20年、つつじ祭りを年中行事にしているのに、まったく知りませんでした。



「2014 諫早つつじ祭り」の様子
(諫早市ホームページより)

弁護士 湯川優子

湯川です。ゴールデンウィークも終わりましたね。

皆様はどのように過ごされましたか。

我が家は、今年は、家族ぐるみのお付き合いの方々と10人で大分県の天ヶ瀬温泉に行ってきました。途中、交通事故が発生していたこともあり高速道路が渋滞しましたが、到着してみると、楽しい雰囲気に包まれた環境に心も体も軽くなりました。



他の宿泊客の方々も外でバーベキューをしているグループの方々がいらっしゃったり、ペットとお散歩している方がいらっしゃったり、とても楽しそうでした。

私は、夕食の前にお風呂に入りましたが、天ヶ瀬の源泉掛け流しのお湯は、ドロドロつとした感じで濃く、いかにも体によさそうでした。お肌もつるつるになりました。

お風呂の後に、皆で楽しい夕食。夕食後、また、お風呂に入りました。

星が出ていなかったのがとても残念でしたが、星が出たらどんなに綺麗だろうかと想像しました。満天の星は次回までおあずけです。

翌日は、母から午前5時半に「お風呂に行こう。」と起こされ、お風呂の中で寝てしまいそうになりながら朝風呂に入ってスタート。

1泊2日の短い旅行で、すっかりリフレッシュできました。

弁護士 山下雄一

こんにちは。弁護士の山下です。

諫早・大村にお住まいの方であればご存じの方も多いかもしれません、諫早駅から車で5分ほどのところに「石窯人（かまんど）」というパン屋さんがあります。私が行くときは、いつも店内はお客様でごった返しの人気店です。



いろいろおいしそうなパンがある中で、私の一押しは、揚げたてアツアツのカレーパンです。ホフホフ言いながら一口かじると、「サクッ」という気持ちのいい音とともに、ジューシーなパンとカレーを楽しむことができます。この文章を書いているだけよだれが出てしまいます。

テラス席も設置されており、今の季節、購入したパンを、コーヒー（パンを購入された方は1杯無料）と一緒に外で食べるのも気持ちがよさそうですね。

一度お試しあれ。

※「石窯人」（かまんど）；諫早市小船越町906-7

弁護士 春明航太

こんにちは、弁護士の春明です。

今回はGW中に出会ったとってもカワイイ女の子の紹介をしたいと思います。

フレンチブルドッグのひめちゃんです！

まずこの愛らしい表情！

写真だとわかりづらいかもしれません、口角あがりっぱなしです。



そして常にハイテンション！犬が好きかどうかにかかわらずその場にいる人全員を全身全霊で歓迎してくれます。

犬好きを自称する私ですが、フレンチブルとは初対面でした。まさかこんなに表情豊かでカワイイものだとは思いませんでした…

我が家にはすでに後期高齢アイドル犬（ニュースレター第2号参照）がいますが、強力なライバルの出現を予感したGWでした。

フォトギャラリー



GWを利用して、福岡県福津市福間海岸沿いのカフェ「Hawaiian Cafe MAHALO」に行ってきました。

満席で30分ほど待ちましたが、海が青く、とてもオシャレな空間で感激しました。是非また行きたいと思います。

男性のみの来店はお断りのようなので、ご注意を。。。 (事務員)



鹿児島県の指宿市に行ってきました。

これは指宿の「知林が島」という所の写真です。

この島は干潮時にだけ出現する道を歩いて渡ることができ、私も渡ってきました。

「縁結びの島」とのことでのことで、カッブルで歩いて渡ることができたら、幸せが訪れるらしいです。

もし機会があれば、皆様も渡ってみて下さい。

※結構、距離があるので、道が水没する前に本土に戻って来られるよう、ご注意下さいね！ (事務員)

今月のテーマ記事 「問題社員対策について」第2回 ～担当弁護士 森本精一～



1 今回は、問題社員対策について、非定型的で解雇まで至らないような事例を挙げていきます。正解があるわけではありませんので、一緒にお考えになっていく事例と思っていただければと思います。

2 まず最初は、茶髪に染めたり、ピアスをしてくる若い男性社員にどう対処するかです。

個人の服装、頭髪、口ひげなどについては、個人の趣味、嗜好に関する事項で、本来各人の自由に属する領域です。会社も可能な限り、その自由を尊重する必要があります。

しかし、労働者は、労働の内容遂行方法場所などについて、会社の指示に従った労働を誠実に遂行する義務を負っています。企業が、企業経営の必要上から容姿、口ひげ、服装、頭髪等に関して合理的な規律を定めた場合、その規律は、労働条件のひとつとなり、社会的・一般的に是認されるべき服装、頭髪、口ひげ等も労働契約上の規制を受け、従業員は、これに添った労務提供義務を負うものと解されます。

この点、イースタン・エアポートモータース事件（東京地裁昭和55年12月15日労民31巻6号1202頁）においては、運転手の口ひげについて、「ハイヤー営業のように、人の心情に依存する要素が重要な意味を持つサービス提供を本旨とする業務においては、従業員の服装、みだしなみ、言行等が、企業の信用、品格保持に深甚な関係を有するから、他の業種に比して一層の規制が課せられるのはやむを得ない」としながら、結論として、禁止されるのは、不快感を伴う「無精ひげ」とか「異様、奇異なひげ」を指しているものとされました。

これによれば、顧客を相手にするものかどうかといった職務の内容を考慮の上、担当業務や対顧客との関係で不快感を与えかねないものか、社風に反しないか、会社経営へ悪影響を及ぼす程度を勘案して、地毛に戻すよう、又はピアスを外すように指導・命令することになると思われます。

労務管理上は、「就業に適した服装、髪型、容姿で就業すること」を就業規則に定めておくべきであり、それを根拠に書面で指導することになります。

3 上司が嫌いだとか給料が安い、この仕事は自分には向いていないというよくありがちな不平不満を言う社員はどうでしょうか。

取引先や外部の者に対しての発言の場合は、厳しい懲戒処分を検討する必要がありますが、当然ながら就業規則の根拠を確認する必要があります。

問題は、就業時間内に、職場でいう場合ですが、上司としては、不満の内容をまず聞き、企業としての環境改善に取り組むのが先決であるように思われます。したがって、懲戒処分になることはないというのが原則のように思います。

ただ、この不平不満が自分の仕事を怠り、周囲の社員の業務の妨げになるような場合には、勤務懈怠ですので、懲戒処分の対象になり得ます。

4 今回の最後の事例です。インターネットを使って、会社や上司の悪口を流している職員がいる場合どうしたらよいでしょうか。

まず、インターネットの書き込みを削除しないといけませんので、プロバイダー制限責任法に基づき、プロバイダーに当該書き込みの削除請求を行います。匿名の場合は、この法律の枠内で情報発信者の調査ができるかが問題となります。顕名の場合には、相手が分かっていますので、刑事上は名誉毀損罪（刑法230条）で告訴することが可能ですし、民事上損害賠償もできます。

労働法上、懲戒処分が可能かですが、インターネットの特質上、閲覧するのが不特定多数になりますので、取引先や外部の者に対しての悪口発言の場合と同様、厳しい懲戒処分を検討するべく、就業規則の根拠規定を確認する必要があります。

～就業規則作成・見直しサービスのご案内～

今回のテーマ記事で取り上げたような労務問題を回避するためには、就業規則の作成・見直しが不可欠です。

弁護士法人ユスティティアでは、労働問題に経験豊富な弁護士による以下のサービスを行っております。これを期に貴社の就業規則を万全なものとし、いかなる労務問題にも対応できる体制を整えられるのはいかがでしょうか。

サービスの内容は、以下をご確認ください。

http://www.justitia-law.com/img/support_syugyou.pdf

～労働問題セミナー（第2回）のご案内～

6月28日（土曜日）午後2時より、諫早商工会館3階中ホールにて、弁護士法人ユスティティア 森本総合法律事務所 平成26年第2回経営者様向けセミナー「問題社員対策について」を開催いたします。講師は当事務所の代表社員弁護士森本精一がつとめます。

詳細は後日改めてご連絡いたします。是非ご参加ください。

～森本よりコメント～

「懲戒解雇まで至らない問題社員対策を弁護士が法的な観点から説明します。セクハラ、パワハラ、メンタルヘルスといった典型論点から、非典型的な問題社員事例を取り上げて、企業家の皆さんと一緒に対応を考えていくようなセミナーを実施予定です。乞うご期待！」

当事務所からのご案内

相談受付時間

平日・土曜9時～18時（土曜日は諫早事務所のみ）

※上記時間外、日曜日、祝日等は留守電対応となっております、営業時間内に事務所より折り返しあ電話いたします。

法律相談料

原則として、初回30分無料、30分超過後1時間まで5000円（別途消費税）、以後30分ごとに5000円（別途消費税）が加算となります。

ただし、交通事故（被害者側）に関するご相談は時間に関わらず無料となります（任意保険の弁護士費用特約がご利用可能な場合を除く）。また、離婚についてのご相談は、初回に限り無料となります。

このほか、電話相談、メール相談、キャンペーン等も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

離婚・相続サポートサービス

離婚・相続事件において、弁護士より定期的にアドバイスを受けられるリーズナブルなサポートプランをご用意しております。サービス内容は以下をご確認ください。

離婚手続サポートサービスのご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_rikon.pdf

遺産分割サポートサービスのご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_isanbunkatsu.pdf

顧問契約のご案内

法的問題発生の前段階で、弁護士によるリーガルサービスを受けることは、法的紛争の回避、問題発生の予防に役立つものです。また、既に問題が発生している場合でも、弁護士による適切なアドバイスを速やかに得ることで、問題を早期に解決することができます。

当事務所の顧問契約の特徴、サービス内容、顧問料の価格等は以下をご確認ください。

顧問契約のご案内

http://www.justitia-law.com/img/support_komon.pdf

是非ご検討ください。

当事務所へのアクセス

【諫早事務所】

〒854-0016

諫早市高城町5番10号 諫早商工会館404号

島原鉄道線「本諫早駅」より徒歩7分

島鉄バス「市役所前」より徒歩1分

電話：0957-22-8100

FAX：0957-22-9702



【島原事務所】

〒855-0042

島原市片町616番地1

島原鉄道線「島原駅」より徒歩1分

島鉄バス「島原駅前」より徒歩1分

電話：0957-73-9980

FAX：0957-73-9981



メールアドレス（諫早事務所・島原事務所共通）

morimoto_sogo@justitia-law.org